

二弁令和元年人第2214号  
2019年（令和元年）12月25日

府中刑務所  
所長 殿

第二東京弁護士会  
会長 関谷文隆

## 警 告 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人S氏からの人権救済申立事件について、貴所（以下「相手方」といいます。）に対し、下記のとおり警告します。

### 警 告 の 趣 旨

平成29年12月1日、相手方の職員5名が、申立人をうつ伏せに制止し、申立人の着用していた全ての衣類を脱衣させ、全裸にし、また、うち1名の職員が、隠匿物及び身体の負傷箇所を確認する身体検査（陰部の検査も含む）を実施した行為は、申立人の個人の尊厳を著しく侵害するものであり、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第75条1項及び同第77条1項にも反する違法なものであることから、今後同様の行為を行わないよう警告する。

### 警 告 の 理 由

#### 1 認定した事実の概要

平成29年12月1日午後7時44分頃、申立人の申出により、相手方の職員が痛み止め薬を申立人に配布しようとした際、申立人の居室内に積まれている書籍の上に、同薬と思われる薬包が置かれていた。

そのため、同職員が、申立人に対し、居室内にあった薬を提出するよう指示したところ、申立人が同職員に対し、「どこにそんなのあるんだ。」と大声を発し、同職員が静かにするよう制止するも、申立人は興奮しながら、「ほら、どこにあるんだ言ってみろ。」と大声を発しながら、居室内にあった書籍数冊を居室食器口付近に投げつけた。

相手方の職員が非常ベルで通報し、他の職員の応援を求め、他の職員が到着するまでの間、申立人は仰向けになりながら新聞を読んでいた。

相手方の指揮者は、申立人を保護室に収容することを決定した。

保護室収容時の身体及び着衣の検査の際、申立人が同検査に応じないことから、職員5名で申立人をうつ伏せに制止し、申立人の着用していた全ての衣類を脱衣させ、全裸にし、1名の職員で隠匿物及び身体の負傷箇所を確認する身体検査（陰部の検査も含む）を実施した。

なお、申立人を保護室に連行した後、職員が申立人の居室内を確認したところ、書籍の上に置かれていた薬は、申立人が投薬を願い出た痛み止めと同様の薬であった。

## 2 判断

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第75条1項では、刑務官に身体及び着衣の検査をする権限を認め、また法第77条1項では、合理的に必要とされる範囲で被収容者の身体に有形力の行使をすることを認めているが、身体及び着衣の検査も無限定に行われることを許容しているわけではなく、特に、被収容者を全裸にしての身体検査については、受刑者の基本的な人権について慎重な配慮が求められるべきものであり、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、当該検査を実施する必要性が相当程度に認められることが必要であり、態様としても受刑者の名誉感情や羞恥心を害することがないように配慮すべきであって（「逐条解説刑事収容施設法改訂版」325頁参照）、不必要に名誉感情や羞恥心を害するような態様で実施した場合には、違法になるものというべきである（東京高等裁判所平成5年7月21日判決参照）。

本件では、申立人が、本件のきっかけとなった薬包を同人の衣類の中に隠すような動作をしたとの事実はなく、同様に、薬包以外の他の物品を同人の衣類の中に隠すような動作をしたとの事実もない。そうだとすると、本件の保護室収容の際の申立人に対する検査としては、着衣の上からの検査で十分であったと考えられる。

身体検査の態様としても、検査に応じない申立人を職員5名でうつ伏せに制止し、その間に衣類を全て脱衣させ、1名の職員が陰部を含む身体検査を実施したものであり、申立人の名誉感情及び羞恥心を著しく害するものといわざるを得ない。

当会は、相手方に対し、着衣の上からの触手での検査では足りなかった具体的な理由を主張する機会を与えたものの、相手方の主張は、一般的抽象的な主張に止まっており、本件において申立人の衣類を全て脱衣させて検査をする必要性についての具体的な事情を明らかにしたものとはいえ、このことからしても、本件での申立人に対する身体検査は、その必要性が相当程度には認められるとは言えない。

よって、本件の相手方の職員による行為は、法第75条1項及び同77条1項に反し、違法であり、更に申立人の個人の尊厳（憲法13条前段）をも害するものといわざるを得ない。

以 上